

中之条町ふるさと公園たけやま施設
【道の駅霊山たけやま】

指定管理者募集要項

令和7年10月

中之条町

目 次

第1	施設の概要	
1	設置の目的	2
2	対象施設	2
第2	管理の基準及び業務の範囲	2
第3	指定管理の期間	2
第4	管理運営費	
1	施設の使用料	2
2	指定管理料	3
3	利用料金	3
4	利用料金の減免	3
5	利益の納付	3
第5	指定管理者の募集	
1	応募者の資格	3
2	共同企業体での応募	3
3	募集及び選定のスケジュール	4
4	応募の手続き	4
第6	申請の手続き	
1	申請書類の受付	5
2	申請に必要な書類	5
3	提出部数	5
4	申請に当たっての留意事項	6
第7	指定管理者の選定	
1	選定方法	6
2	ヒアリング・プレゼンテーション	6
3	審査結果の通知及び公表	6
4	無効又は失格	6
第8	指定管理者の指定及び協定に関する事項	
1	指定管理者の指定	7
2	協定の締結	7
3	指定後の留意事項	7
第9	問い合わせ先	7

中之条町ふるさと公園たけやま施設指定管理者募集要項

中之条町ふるさと公園たけやま施設（以下、「施設」という。）の指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 設置の目的

町のシンボルである嵩山を拠点に、自然・歴史・文化等の地域資源の活用により健全な憩いの場を確保し、観光と農業活性化の交流拠点として、地域経済の活性化を図り、町民の健康増進及び相互交流に資するため設置するもの。

なお、国土交通省より平成20年8月より道の駅「霊山たけやま」として登録された休憩施設、地域振興施設等が一体となった道路施設であり、安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供、地域のにぎわい創出を目的としている。

2 対象施設

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 中之条町ふるさと公園たけやま施設 |
| (2) 所 在 地 | 中之条町大字五反田222番地1 外 |
| (3) 施設の概要 | 敷地面積 24,072.4㎡
駐車場台数（普通車74台、大型2台）
未舗装駐車場台数（普通車約60台）
主要施設
①たけやま館（事務所、直売所、観光案内等） 築年数28年
木造2階建 648.06㎡
②小規模店舗 築年数16年
木造1階建 11.59㎡×2店舗＝23.18㎡
③そば処たけやき（飲食店） 築年数27年
木造1階建 199.66㎡
④こども館 築年数23年
木造1階建 70.8㎡
⑤ぼうけん砦 築年数24年
現在使用禁止、改修工事予定
⑥その他附帯施設（公衆便所、そば貯蔵庫、あずま屋、喫煙所、小川施設、調整池、広場、駐車場等） |

第2 管理の基準及び業務の範囲

管理の基準及び業務の範囲は、「中之条町ふるさと公園たけやま施設【道の駅霊山たけやま】指定管理業務仕様書」を参照のこと。

第3 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

ただし、管理を継続することが妥当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

第4 管理運営費

管理運営費は、中之条町が指定管理者に支払う指定管理料と、指定管理者が得る利用料金収入をもって充てる。

1 施設の使用料

施設の使用料は、0円とする。

2 指定管理料

指定期間内における1年間ごとの指定管理料の額は、事業計画書や収支予算書などの内容及び運営計画、町の財政状況等を踏まえて総合的に検討し、指定管理者と協議のうえ協定書に定め指定管理料として支払う。

なお、指定管理料については、指定管理料の算定基礎である当初収支計画に対し、燃料費や光熱水費等管理運営に要した経費及び施設利用料金収入に増減があった場合は、町と協議のうえ、指定管理料を変更することができる。

3 利用料金

当該たけやま施設の利用料金は、地方自治法第244条の2第8項に基づき、指定管理者の収入とする。

4 利用料金の減免

公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができるが、減免によって利用料金が減収になったときは、指定管理者の負担とする。

5 利益の納付

指定管理者は、指定管理期間中、毎年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の収入額から支出額を引いた額が200万円を超えた場合は、その超えた純利益の10%相当額を町に納入するものとする。

第5 指定管理者の募集

1 応募者の資格

応募者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる各号の条件を満たし、かつ指定管理期間中、安全かつ円滑に施設の管理運営を行うことができ、現地説明会に参加した者とする。なお、選定委員会審査の期日までに法人等に該当する者は可とする。

- (1) 法人等の団体であること。（法人格の有無は問わない。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等でないこと。
- (4) 中之条町から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体でないこと。
- (8) 町県民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない団体であること。
- (9) 関東に本店があり群馬県内に支店がある法人、若しくは中之条町内において事業をしている又は、事業を行おうとする団体に限る。

2 共同企業体での応募

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等（共同企業体）での応募ができる。なお、この場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 共同企業体で応募する場合は、代表者となる法人等を定めるとともに、申請書に「共同企業体構成表」と「共同企業体協定書」を作成すること。
- (2) 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。

- (3) 単独で応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。
- (4) 共同企業体で応募した団体は、申請から指定管理満了までの間における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

3 募集及び選定のスケジュール

内 容	期 間 等
募集要項等の配布期間	令和7年10月1日～11月14日
現地説明会の参加申込期間	令和7年10月1日～20日
現地説明会	令和7年10月22日
質問書の受付期間	令和7年10月1日～24日
質問書への回答、公表	随時 町HP掲載（令和7年10月31日）
申請書類の受付期間	令和7年10月31日～11月14日
選定委員会審査	令和7年12月中旬
選定結果の内示通知（可否）	令和7年12月中旬
指定管理者決定	令和8年 1月中旬

4 応募の手続き

(1) 募集要項等の配布

配布期間 令和7年10月1日（水）から令和7年11月14日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

配布時間 8時30分から17時まで（12時から13時を除く）

配布方法 中之条町役場2階農林課又は町ホームページにてダウンロード

配布資料 指定管理者募集要項、指定管理業務仕様書、施設概要図、直近収支報告書、関係条例及び規則ほか必要資料

(2) 質問書の提出期間

募集要項その他配布資料に関する質問がある場合は、質問書（様式6）に記入し、メールにより提出すること。

質問書の提出期限は、令和7年10月24日（金）とする。質問内容は原則として、町ホームページにて公表するため、質問者が特定できる記載は避けること。

なお、共同企業体の質問は、代表法人が取りまとめて提出すること。

(3) 質問書への回答公表

回答は、随時メールで行い、全質問の回答を令和7年10月31日（金）に中之条町ホームページで公表する。

(4) 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催するので、現地説明会参加申込書（様式5）に記入の上、FAX又はメールで提出すること。

なお、指定管理を希望する者は、必ず本説明会に参加すること。

ア 現地説明会

(ア) 開催日時 令和7年10月22日（水）13時30分から

(イ) 内 容 ①指定管理に係る説明・質疑応答（1時間程度）
②施設見学（1時間程度）

※場合により現地確認できない箇所があります。

(ウ) 会 場 中之条町ふるさと公園たけやま施設

(エ) 資 料 募集に係る配付資料を持参すること。

イ 参加申込

(ア) 申込期限 令和7年10月20日（月）17時まで

(イ) 申 込 先 中之条町役場2階 農林課 土地改良係
FAX 0279-75-6562

Email tochikairyou@town.nakanojo.gunma.jp

第6 申請の手続き

1 申請書類の受付

- 提出期間 令和7年10月31日（金）から
令和7年11月14日（金）まで（必着）
- 提出方法 次のいずれかによるものとする。
ア 郵送（簡易書留）
イ 持参 平日の8時30分から17時まで（12時～13時を除く）
- 提出先 中之条町役場2階 農林課 土地改良係
〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地

2 申請に必要な書類

申請にあたっては、中之条町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年中之条町条例第6号。以下「指定管理者条例」という。）及び同条例施行規則（平成17年中之条町規則第3号。以下「指定管理者規則」という。）の規定により下記の書類を提出すること。なお、町が必要と認める場合は、追加して資料を求めることがある。

- ア 指定管理者指定申請書（別紙様式第1号（指定管理者規則3条関係））
- イ 中之条町たけやま施設の管理に関する事業計画書（様式1）
- ウ 中之条町たけやま施設の管理運営提案書（様式1の2）
- エ 中之条町たけやま施設の管理に関する収支計画書（様式1の3）
- オ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- カ 役員の名簿（提出日現在）
- キ 申請の日に属する事業年度の直近3カ年の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー及びその他当該団体の財務を明らかにすることができる書類
- ク 申請の日に属する事業年度の前事業年度における事業報告書及びその他団体の業務内容を明らかにすることができる書類
- ケ 重大な事故又は不祥事に関する報告書（様式2）
※「令和4年10月1日から令和7年9月30日まで」において
- コ 応募資格にかかる誓約書（様式3）
- サ 税の滞納がないことを証明するもの（国、都道府県、市町村税の滞納のない証明書等又は非課税証明書）
- シ 団体の概要を記載した書類
本店及び支店所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、主たる事業の実績状況及び直近3カ年の財務状況（売上高及び損益等）
- ス 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式4）
- セ 印鑑証明書
- ソ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない団体は除く）
- タ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式8）
- チ 使用料等納付状況調査同意書（様式9）

3 提出部数

各3部（正本1部及び副本2部、副本は複写可）とする。

4 申請に当たっての留意事項

- （1）申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
- （2）提出書類は返却しない。
- （3）提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。

- (4) 提出された書類のうち、正本については、中之条町役場内及び選定委員会での検討に必要なため、複写することがある。また、副本については、正本と同内容のものとしてみなし、選定・審査に関わる委員にそのままの状態で配付するので、内容の確認は申請者の責任において行うこと。
- (5) 選定委員、本件業務に従事する中之条町職員及び中之条町の重要な政策決定を行う職員（特別職を含む。）に対して、本件について公正な競争を確保する上で、疑いを持たれるような接触は禁じる。なお、接触の事実が認められた場合は失格とする。
- (6) 提出された書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、中之条町が指定管理者の公表等において必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用する事ができる。
- (7) 提出された書類は情報公開の請求により、中之条町情報公開条例（平成17年中之条町条例第4号）に基づき開示する場合がある（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害する恐れのある情報は除く）。
- (8) 中之条町は指定期間内において、やむを得ない理由により、施設の休止・閉鎖等を行う必要が生じた場合は、指定管理者と協議の上、指定管理業務の内容及び指定管理料等を変更できるものとする。
- (9) 申請後、応募を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

第7 指定管理者の選定

1 選定方法

中之条町指定管理者選定委員会において、指定管理者条例第4条に示す審査基準を基に、提出された申請書等の審査を行い、プレゼンテーションを経て指定管理者候補者を選定する。

なお、申請者の合計点数が同点の場合は、委員長を除く委員により採決し、より多くの委員が最上位と評価した申請者を優先する。

2 プレゼンテーション

- (1) 選定にあたり、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会によるプレゼンテーションを行う。
- (2) プレゼンテーションの日時、場所等については、後日、該当する申請者に対して書面で通知する。
- (3) プレゼンテーションへの出席者は3名以内とし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限るものとする。
- (4) 審査の時間は40分以内とし、プレゼンテーション20分、質疑応答20分とする。

3 審査結果の通知及び公表

プレゼンテーションの後、選定委員会で申請者の最終評価を行ない、指定管理者として最もふさわしい法人等を選定する。

選定の結果は申請者全員に書面で通知する。

また、審査の結果、適切な応募者がいない時は決定者無しとし、再募集する場合がある。

4 無効又は失格

指定管理者の申請が以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出期限等が守れなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき。

第8 指定管理者の指定及び協定に関する事項

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、中之条町議会の議決が必要であり、指定管理候補者について、中之条町議会において議決後、指定管理者へ指定する旨書面で通知し、かつ公表する。

2 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者の指定を受けた法人等は、町と協議のうえ、指定期間を通じての基本的な事項を定めた施設の管理運営に関する協定を締結する。

3 指定後の留意事項

- (1) 指定管理者の指定を受けた法人等が、協定の締結に応じない場合又は指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は指定管理者の指定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (2) 指定管理者の指定を受けた法人等が、協定の締結までに地方自治法第244条の2第11項に規定する場合又は指定管理者条例に違反した場合は指定管理者の指定を取り消すことがある。その場合、指定管理者の損害に対して、町は賠償を行わないが、取り消しに伴う町の損害については、指定管理者に対して損害賠償請求を行うことがある。
- (3) 指定管理者の指定について議会の議決が得られなかった場合においても、指定管理者の候補者となっている法人等が指定管理に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として当該法人等の負担とする。
- (4) 指定管理者が法令違反等により指定管理を継続することが適当でないと認めたときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
なお、指定の取り消しを受けた指定管理者は、次の指定管理者が円滑に支障なく業務ができるように引き継ぎを行うものとする。

第9 問い合わせ先

中之条町役場 2階 農林課 土地改良係
〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地
TEL 0279-75-2111 FAX 0279-75-6562
Email tochikairyou@town.nakanojo.gunma.jp
中之条町HP <http://www.town.nakanojo.gunma.jp/>

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

中之条町長 外丸茂樹 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

下記の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、中之条町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

施 設 の 名 称 中之条町ふるさと公園たけやま施設

施設の所在地 群馬県吾妻郡中之条町大字五反田222番地1外

（添付書類）

- （1） 中之条町たけやま施設の管理に関する事業計画書（様式1）
- （2） 中之条町たけやま施設の管理運営提案書（様式1の2）
- （3） 中之条町たけやま施設の管理に関する収支計画書（様式1の3）
- （4） 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- （5） 役員の名簿（提出日現在）
- （6） 申請の日に属する事業年度の直近3カ年の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー及びその他当該団体の財務を明らかにすることができる書類
- （7） 申請の日に属する事業年度の前事業年度における事業報告書及びその他団体の業務内容を明らかにすることができる書類
- （8） 重大な事故又は不祥事に関する報告書（様式2）
※「令和4年10月1日から令和7年9月30日まで」において
- （9） 応募資格にかかる誓約書（様式3）
- （10） 税の滞納がないことを証明するもの（国、都道府県、市町村税の滞納のない証明書等又は非課税証明書）
- （11） 団体の概要を記載した書類
本店及び支店所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、主たる事業の実績状況及び直近3カ年の財務状況（売上高及び損益等）
- （12） 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式4）
- （13） 印鑑証明書
- （14） 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない団体は除く）
- （15） 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式8）
- （16） 使用料等納付状況調査同意書（様式9）

中之条町ふるさと公園たけやま施設の管理に関する事業計画書

※以下の事項について漏れのないよう記載してください

※「〇年以内に必ず実施する。」、「目標として〇年以内に実施したい。」等、実施年及び実現可能性がわかるよう記載してください。

第 1. 施設の設置目的に沿った管理方針で市民の平等な利用が確保されること
1. 施設の運営方針
(1) 中之条町ふるさと公園たけやま施設の管理運営の基本的な考え方
※地域の活性化や地元雇用の創出について、施設の設置目的、施設の機能、仕様書に示した内容等を踏まえ、それらを実現する上での施設の管理運営の基本的な考え方を記載してください。
(2) 各施設の運営の基本的な考え方 たけやま館、そば処けやき、こども館、公衆便所、駐車場、公園等、管理する施設ごとに運営方針を記入してください。
① たけやま館（直売所）の運営方針
※今後の運営方針や改善点を記載してください。
②そば処けやき（飲食店）の運営方針
※今後の運営方針や改善点を記載してください。
③こども館、公衆便所、駐車場の運営方針
※今後の運営方針や改善点を記載してください。
④公園の運営方針
※今後の運営方針や改善点を記載してください。
(3) 指定期間における具体的な達成目標

※指定期間における利用件数、利用率等の具体的な達成目標を、示してください。
(4) 開館時間及び休館日
※開館時間及び休館日については、仕様書に記載してありますが、指定管理者は、町長の承認を受ければ変更することができます。このことから、開館時間及び休館日の設定についての考え方を記載してください。
(5) 利用料金
利用料金設定の考え方について記載してください。 ※収支計画書（様式1の3）と整合を図ってください。 ※条例第8条の規定に基づき、利用料金の減免制度を設ける場合は、その基準の考え方についても記載してください。
2. 平等な利用の確保（利用許可・制限）
(1) 直売利用者への利用許可の考え方
※利用許可の判断基準を示してください。
(2) 施設の来訪者等への対応
※来訪者への対応について具体的に記載してください。
(3) 催し等の開催のため施設の利用を希望する者への承認の考え方
※催し等の開催の希望があった場合における承認基準及び承認の方法について具体的に記載してください。
3. 地元雇用の考え方

※地元雇用についてどのように考えているかを具体的に記載してください。
4. 町、関係機関、地域との連携
(1) 町、県との連携についての考え方
※施設の管理運営にあたって、町や県との連携について具体案を記載してください。
(2) 6次産業化の推進についての考え方
※6次産業化とは、農林漁業、製造業、小売業等と連携し地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み
(3) 地域の各種団体との連携についての考え方
※地域の各種団体との連携を強化するための具体的な方策等を記載してください。

第2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
1. サービスの向上、利用促進への取り組み（広報計画など具体的方策）
(1) サービス向上のための取組
※運営方法の工夫・改善など、直売利用者、来訪者等へのサービスの向上につながる取組について具体的に記載してください。
(2) 施設利用促進のための取組
※広報・PR、イベント開催等、施設の直売利用者、来訪者等を増加するための取組について具体的に記載してください。
2. 施設の管理運営計画及び収支計画内容、その的確性と実現可能性
(1) 施設及び設備の維持管理の考え方

※施設及び設備の機能を良好に保つための維持管理方法について具体的に記載してください。
(2) 管理運営組織
別紙 職員体制の確保の(ア)に記載してください。
(3) 職員の職種等
別紙 職員体制の確保の(イ及びウ)に記載してください。
(4) 外部委託について
※外部委託をする場合には、その範囲や責任分担等のあり方を記載してください。
(5) 収支改善のための取組
※広報・PR、イベント開催、販売方法の改善等、売上げの向上のための取組について具体的に記載してください。
(6) コスト縮減の為の取組
※管理運営をするにあたり、コスト縮減の為の取組について具体的に記載してください。
(7) 自主事業の実施
※サービス向上、収支改善等につながる自主事業の実施の具体案について記載してください。
3. 施設一般利用者の安全性確保(災害発生時の対応、事故防止の取り組み等)
(1) 災害・事故発生時の緊急対応体制
※緊急時の対応体制について具体的に記載してください。
(2) 災害・事故防止対策

※一般利用者の安全確保の取組、災害や事故防止の取り組みについて記載してください。

第3．管理の経費の縮減が図られるものであること

1．経費の縮減について

第4．管理を安定して行う能力を有しているものであること

1．申請者の財務能力の有無

(1) 団体の財務状況

※団体の財務状況等について、貸借対照表等に基づき、簡潔に記載してください。

(2) 金融機関や出資者等の支援体制

※金融機関や出資者等の支援体制について具体的に記載してください。

(3) 利益処分の考え方

※利益が発生した場合における対応について詳細に記載してください。

2．職員体制の確保（職員配置計画及び研修計画）

(1) 人員確保の方法

※中之条町ふるさと公園たけやま施設の職員等の雇用確保についてどのように考えているかを具体的に記載してください。

(2) 人材育成の考え方

※職員研修のあり方及び地域住民等の人材育成についてどのように考えているかを具体的に記載してください。
3. 申請者の安定性、信頼性（申請者団体の経営状況等）
（1）団体の経営方針
※団体の経営方針について、損益計算書等に基づき、簡潔に記載してください。
4. 申請者の事業実績等
（1）類似施設の運営実績
※類似施設の運営実績があれば、その施設の概要及び実績（一般利用者数、収支決算等及びその自己評価）を簡潔に記載してください。
（2）業務引継ぎ・移行計画
※令和8年4月1日から業務を遂行するにあたっての移行計画（組織体制の確保、職員研修計画、現管理者からの業務引き継ぎ、円滑な管理をしていく上での団体の課題と対応策等）について具体的に記載してください。
5. 情報管理（個人情報、情報公開）の考え方
（1）個人情報保護等の情報管理の取組
※指定管理者は、個人情報の適正な取扱いの義務が課せられる。個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のための措置について具体的に記載してください。
（2）情報公開の取組

※指定管理者は、中之条町情報公開条例の規定に基づき、保有する情報であって自己が管理を行う公の施設に関するものについて、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。情報公開の基準等の措置について具体的に記載してください。

第5. その他

1. 町民、観光客等の意見、要望の反映

※一般利用者等の意見収集方法、反映方法の具体案について記載してください。

2. 苦情等への対応方法

※苦情等への対応方法についての具体案について記載してください。

別紙 職員体制の確保

(ア) 中之条町ふるさと公園たけやま施設管理運営組織図

※以下の組織図は例示ですので、適宜、訂正の上、記載してください。



人員計（ ）人

(イ) 職員の職種等

注１）組織図に記載された職員全てについて、雇用関係の欄には、「常勤」または「非常勤」、「臨時職員」、「パート職員」、「委託職員等」の分類を記載の上、月勤務日数、担当する業務内容、類似業務の経験年数、年間の人件費見込額（法定福利費等を含む一切のもの）を記載してください。

注２）人件費の合計額（Ａ）は収支計算書（様式１の２）の令和３年度人件費の額と一致させてください。

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	類似業務の経験年数（年）	人件費（千円）
駅長					
合計					（Ａ）

(ウ) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	常勤職員（人）	非常勤（人）	〇〇〇〇（人）	〇〇〇〇（人）
直売所	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
その他	～				
	～				
	～				
	～				

注１）１日の標準的な職員配置を勤務時間帯と職種別に記載してください。

注２）上記（イ）職員の職種等の表と合致するように記載してください。

中之条町たけやま施設の管理運営提案書

令和 年 月 日

中之条町長 外丸茂樹 様

所在地
団体名
代表者氏名 印

中之条町ふるさと公園たけやま施設指定管理者の指定に係る条件等を全て承知の上、下記期間の当該施設の管理運営費として提案いたします。

記

指定管理の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

消費税その他必要な経費を全て含む

提案額 (3 年間の支出合計)										円
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記提案で指定管理料が発生する場合、町が支払う総額（消費税込み）

指定管理料見込額 (3 年間の合計)										円
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

様式 1 の 3

中之条町ふるさと公園たけやま施設の管理に関する収支計画書

(金額単位：千円)

		R 8	R 9	R 10	合計	備 考
収 入 項 目	直売所収入					
	飲食収入					
	施設利用料金収入					小規模店舗及び施設使用料
	その他収入					自動販売機手数料等
収入合計 (A)						
支 出 項 目	人件費					役員報酬はいれないこと。
	福利厚生費					
	営業経費					営業活動に必要な経費
	原材料費					仕入れ等の原材料費
	消耗品費					事務用品、厨房用品等
	光熱水費					電気、水道料金
	燃料費					ガス、灯油等
	修繕費					施設、備品等修繕
	自動車管理費					ガソリン、車両修繕、自動車保険等
	通信運搬費					電話代、Wi-Fi 代、宅配料等
	広告宣伝費					ホームページ作成費、広告代等
	施設保守委託料					浄化槽、消防設備、電気工作物、フロン機器、自動ドア、警備等
	貸借料					備品等リース料
	租税公課費					印紙、消費税等
	放送受信料					
	保険料					
	雑費					各種手数料、会費負担金等
	施設等維持管理費					
	公園管理費					池掃除、草刈り、剪定等
	遊具管理費					遊具点検等
	その他支出					
支出合計 (B)						
(A) - (B)						
指定管理料見込額						

注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入して下さい。

消費税及び地方消費税は 10% で積算してください。

2. 積算根拠等を備考欄に追加記載して下さい。(別紙として作成してもかまいません。)

3. 施設等維持管理費については、内訳を別紙に示して下さい。(A 4 版、様式任意)

4. その他の欄に金額を計上する場合は、備考欄に内容等を記載して下さい。

様式 2

重大な事故又は不祥事に関する報告書

中之条町長 外丸茂樹 様

令和 年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

印

中之条町ふるさと公園たけやま施設指定管理者の指定を申請するにあたり、令和4年10月1日から令和7年9月30日の間に生じた重大な事故又は不祥事について、次のとおり報告します。

- 1 重大な事故又は不祥事の有無
- 2 発生年月日、発生場所、事故又は不祥事の別及びその概要
- 3 発生時の対応及び帰責事由の有無
- 4 発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況
- 5 現在の状況（紛争継続の有無等）

※「重大な事故又は不祥事」とは申請する団体の役員又は職員が行った別記に掲げる行為を指します。

別記

1 一般服務関係

(1) 職場内秩序を乱す行為

他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱すこと。

(2) 虚偽公文書の作成

不正に虚偽の公文書を作成し、又は変造すること。

(3) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、職務の運営に重大な支障を生じさせること。

(4) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為を行うこと。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返すこと。

2 法人の所有する金品等の取扱い関係

(1) 横領

(2) 窃取

(3) 詐取

(4) コンピューターやネットワークの不正使用

ア 他人のユーザーIDやパスワードを使用し、又はコンピューターシステムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システム又は情報資産等の破壊若しくは改ざんを行い又は情報を漏えいさせること。

イ 他人のユーザーIDやパスワードを使用し、又はコンピューターシステムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスすること。

3 勤務外非行関係

(1) 破壊行為・放火

(2) 殺人

(3) 傷害

(4) 横領

自己の占有する他人の物（法人の所有する金品等を除く。）を横領すること。

(5) 窃盗・強盗

(6) 詐欺・恐喝

(7) 常習賭博^{とぼく}

(8) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

(9) 淫行^{いんこう}

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行^{いんこう}を行うこと。

(10) 痴漢行為

(11) わいせつ行為

(12) ストーカー行為

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第2項に規定するつきまとい等を行うこと。

4 交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転での交通事故（人身事故を伴うもの）

酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わること。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

(3) その他の交通法規違反

ア 酒酔い運転

イ 酒気帯び運転

ウ 著しい 度超過等の悪質な交通法規違反

(4) 飲酒運転の教唆・ほう助

5 監督責任関係

(1) 非違行為の隠ぺい、黙認

部下職員の上記1から4にあげる行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認したこと

応募資格にかかる誓約書

令和 年 月 日

中之条町長 外丸茂樹 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

当団体は、中之条町ふるさと公園たけやま施設指定管理者募集要項に定める応募資格中の下記事項について、すべて該当する者であることを誓約いたします。

記

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等でないこと。
- (3) 中之条町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体でないこと。
- (7) 町県民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない団体であること。

様式 4

提出書類のうち該当のないものについての申立書

令和 年 月 日

中之条町長 外丸茂樹 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

中之条町ふるさと公園たけやま施設指定管理者の募集に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の書類提出については該当ありません。

(該当ない提出書類の名称)

(該当のない理由)

様式 5

現地説明会参加申込書
(10月22日(水)開催)

令和 年 月 日

中之条町長 外丸茂樹 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

1. 施設名

施設の名称	中之条町ふるさと公園たけやま施設
-------	------------------

2. 参加希望者

役 職 名	氏 名

連絡先

団 体 名	
担当者職・氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

質 問 書

令和 年 月 日

団 体 名	
担当者職・氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

No,	資料名	頁	項目 番号	質問項目	質問内容
1					
2					
3					
4					

辞 退 届

令和 年 月 日

中之条町長 外丸茂樹 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで申請した中之条町ふるさと公園たけやま施設の指定管理者指定申請については、都合により辞退します。

※申請者欄は、グループの場合は、代表となる団体を先頭とし、すべての申請者を順に記載してください。

暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

令和 年 月 日

中之条町長 外丸茂樹 様

所 在 地
(ふりがな)

団 体 名
(ふりがな)

代表者氏名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)

私は、下記の事項について誓約します。

なお、中之条町が必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が中之条町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 1 の（1）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 中之条町では、中之条町暴力団排除条例等に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約を求めています。

使用料等納付状況調査同意書

令和 年 月 日

中之条町長 外丸茂樹 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

指定管理者指定申請の応募資格審査のため、下記の納付状況について、中之条町の関係各課への調査依頼をすることに同意します。

調査の結果、滞納がある場合には、申請を承認しないこと及び指定の取り消しとなることについて異議ありません。

記

1 調査に同意する使用料等

- ① 水道料金
- ② 六合簡易水道料金
- ③ 下水道等使用料
- ④ 温泉使用料
- ⑤ 土地賃借料
- ⑥ その他使用料

2 使用目的 指定管理者指定申請の応募資格審査のため